

授業の準備です。
出勤時間までその日の
夜中の一時に起きて、
こどもと一緒に寝て、

教職員の異常な長時間労働。現場の先生たちから「勤務時間内で授業準備など、とてもできない」「自分の子どもが熱を出して

も迎えに行けない」など、悲痛な声が寄せられています。ふるくぼ和子議員は、改善を求めていました。

先生たちは残業代が出ない！

ふるくぼ議員「労働基準法に定められた、長時間労働を防ぐ重要な制度である残業代の支給を、公立教員には適応除外したことが、現在の異常な長時間労働の大きな要因となった。教職員の働き方を本気で変えようと考えるなら、残業代不支給を規

定した『教職員特別措置法』から、この規定を削除することだ」

郡和子市長「働き方改革は急務だ」

教育長「法制定から相当な時間が経過し、実態にそくした制度設計が必要。国に改善を求めている」

教職員の労働時間が大変なことになっている

学校に11時間。
家でわが子と
向き合う時間もない



(教員の声)

教員増は急務だ。

ふるくぼ議員「これから新学習指導要領が実施されれば道徳の所見や小学校英語、プログラミング教育など、教員の業務はさらに増える。ところが増員は、小学校英語の分だけで、学校現場の多忙化が進むことが危惧される。

教職員の労働実態は、政府の調査でも1日平均12時間近い異常な長時間労働といわれ、解決すべきは長時間労働そのものなくすことだ。まず、新学習指導要領の実施に必要な人員増などを国に求めるべきだ」

教育長「国に定数増をさらに求めていく」

ふるくぼ議員が紹介した 先生たちの生の声

○…「毎日平均して11時間は在校していますが、時間外手当もなく、振替休日もなく、貴重な親子の時間を持つこともできないま、娘は中学生になりました。仕事という大義名分の下に、生徒には何時間も向き合いますが、わが子には1日1時間もまともに向き合えない状況です。こんなことがまかり通っていることが普通でしょうか」

○…「1歳と3歳を抱えながら教員をしています。上の子は自閉症で療育にも連れて行かないといけません。平日の勤務時間を19時までにする変形労働時間制…子どもの顔を見るなどいうことでしょうか」

変形労働時間制って なに？

国は、2021年スタートで「一年単位の変形労働時間制」を決めました。この制度の導入に対し、教職員や教育関係者から「過労死する」と反対の大運動がおきています。

ふるくぼ議員「この制度は、1年のうち『繁忙期』と『閑散期』を設け、繁忙期は1日10時間労働まで可能とし、閑散期と合わせて平均1日8時間労働に収めるというもの。これは、1日8時間労働の原則を破るものだ。繁忙期には、たとえば16時45分まで

と設定されていた会議は18時、19時まで可能となる。それから授業準備を行うことになりかねず、まさに長時間労働を固定化、助長するものとなる。子どもと常に向き合う仕事の現場に、繁忙期や閑散期という考え方には、あり得ない」

教育長「学期中は、忙しい。それに比べると、夏休みなどは業務量が軽減されている」

ふるくぼ議員「夏に休日のまとめ取りをするために、平日の勤務時間を延長するということ自体『悪魔の取引』と言わざるを得ない。ただでさえ8時間労働が守られていないのに、そこに勤務時間を延ばして10時間労働にすると、どんなことになるか。持ち帰りやサービス残業が横行するだけでなく、現在でもぎりぎりの状態で勤務している教職員の健康、命の問題にまでかかわってくる」

市内教員の残業時間

・月80時間超
……26%

・年720時間超
……26%
中学校は51%

国が変形労働時間制を導入する前提にしているのは

・月45時間以内
・年360時間以内



な労働。
いままでさ
ンの実に2
倍。国のガイ
ドラインを
いまだに過酷

国のガイドライン(変形労働時間制導入の前提)
…月45時間以内、年360時間以内

教育長

「クリアするのは困難」

ふるくぼ議員

「導入しない判断を」

ふるくぼ議員「教育長が今年度に出した通知でも、残業時間が年720時間を超えない、月80時間を超える月が2ヵ月以上連續しないようにとしている。こういう通知を出すということは、深刻な事態になっているということだ。国は、変形労働時間制を導入する前提として、残業時間月45時間以内、年360時間以内の遵守を条件としている。国会審議で

も、教職員全員がガイドライン以下でなければならないとされた。仙台市では、すべての学校が国のガイドラインを大きく上回っている。本市は、導入しないことを決断すべきだ」

教育長「このままだとガイドラインをクリアするのは困難。力いっぱいがんばっていかなければならない」

制度導入は、自治体の選択による

ふるくぼ議員「変形労働時間制を運用するには、条例化しなければならない。萩生田文部科学大臣は国会答弁で『自治体の判断で採用しないこともある』と答えている。制度導入は、完全に選択制であり、その判断は自治体にゆだねられている。

国が示している残業のガイドラインの国会審議でも、文部科学大臣は『勤務時間管理が徹底されていなければ導入することはできない』としている」

教育長「今後、国からの情報がくるので、十分検討したうえで判断する」

多忙化
解消

真の働き方改革の道

ふるくぼ議員「働き方改革の道すじは明確だ。先生を増やすこと、学校に押し付ける不要不急の業務の大幅削減なしに、解決はない。

かつて、教員定数を法律で定めた際、1日8時間労働の下で授業とその準備ができるようにと『教員1人1日4コマ』を基準にして教員配置が行われていた。ところが週5日制になり、学習指導要領で新たな教科が増えているにもかかわらず、この基準がなし崩しにされ、教職員の長時間労働が作り出されてきた。法律の基準で計算すると教員を現在の2割も増やす必要がある。

中学校ではじめた35人以下学級を小学校に拡大することは、国に定数増を求め

ながら、仙台市独自にできる仕事だ」
教育長「国に教員定数の改善をさらに求めしていく」

ふるくぼ議員「学校現場にかけている負担の見直し、過大な授業時数の見直し、研究事業や行政研修の簡素化をすすめること。先生の一番の仕事は、授業とその準備、子どもとじっくり向き合い話すことだ。それを妨げるものは、思い切って削減すべきだ。標準学力検査や子ども体験プログラミングなど現場から負担だととの声が上がっている事業は削減を検討すべき」

教育長「より効率的な負担軽減策をすすめていく」

